

議員提出第4号

有機フッ素化合物（PFAS）対策の推進を求める意見書

上記の議案を、別紙のとおり会議規則第13条の規定により提出する。

令和5年（2023年）9月12日 提出

提出者 狛江市議会議員 高 木 さとこ  
小 木 哲 朗  
ひらい 里 美  
岡 村 し ん  
西 村 あつ子

狛江市議会議長  
谷田部 一 之 様

（提出理由）

## 有機フッ素化合物（PFAS）対策の推進を求める意見書

PFAS（ペルフルオロアルキル及びポリフルオロアルキル化合物）については、これまでに環境省等が行った PFOS（ペルフルオロオクタンスルホン酸）や PFOA（ペルフルオロオクタン酸）の調査（令和 3 年度）において、都内はもとより、全国 13 都府県 81 地点の河川や地下水などで国による暫定基準 50ng/l を大きく超える濃度が検出され、市民の不安が増している。

狛江市内で調査された井戸数カ所でも、局地的に国の暫定基準値を大きく超過する値が検出されている。市民の不安を払拭するため、より実効性のある対応や情報発信のためには、国による健康影響及び環境に関する評価や、安全基準に対する科学的根拠に基づいた調査が早急に必要である。

よって、狛江市議会は政府等に対し、下記の内容を、強く求めるものである。

### 記

- 1 PFAS に対する最新の科学的知見等を踏まえて、健康影響及び環境に関する評価を明確にし、市民に分かりやすく示すこと。また、健康影響等が懸念される場合は、対策等もあわせて検討し、自治体への情報提供と必要な支援を行うこと。
- 2 土壌中の PFAS について、自治体に評価指標の設定や地下水の濃度低減に向けた措置等も示すこと。
- 3 PFAS の汚染原因を調査・究明し、さらに汚染が生じないように対策を講じること。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

令和 5 年（2023 年）10 月 5 日

東京都狛江市議会

令和 5 年 10 月 5 日原案可決

内閣総理大臣  
外務大臣  
厚生労働大臣  
環境大臣  
衆議院議長  
参議院議長

様